

住宅改修資金助成制度受付チェックリスト(申請時用)

申請者

(免許証・保険証・その他)にて確認

来庁者

(本人の場合記入不要)(免許証・保険証・その他)にて確認

	チェック項目	○ or × 申請者記入	備考欄
①	市内に1年以上居住し、市に住民登録されている人 【確認書類】・住民票の写し ※3か月以内のものか確認 ・下記 ※3に該当する者は、実績報告時に住替え後の住民票の提出が併せて必要		
②	市内に個人住宅又は併用住宅を所有(※1)しており、かつ、その住宅に居住している(※2) または居住しようとしている(※3)人 ※1 助成対象となる住宅は、併用住宅は個人住宅部分、共同住宅は個人の専有部分 ※2 住民票の記載住所及び下記確認書類の記載住所が一致していること ※3 取得方法について、購入した場合は契約書、相続した場合は遺産分割協議書を提出 【確認書類】※2・登記簿謄本(写し可)※発行から3か月以内のものか確認 ・固定資産税名寄帳(写し可)※家屋を共同所有している場合は不可 ・固定資産納税通知書の写し (最初のページと課税資産明細書のページ ※家屋を共同所有している場合は、共有者氏名一覧のページも提出) ※3・住宅購入契約書 ・遺産分割協議書など、相続により所有権が移動したことが分かる書類 ※上記いずれかの必要書類を提出		<提出された確認書類>
③	市税を完納している人 【確認書類】市税の完納証明書(写し可) ※収納推進課発行の3か月以内のものか確認		
④	・過去にこの助成金(住宅改修:経済戦略室)の交付を受けたことがない人 ・当該年度内にこの助成金による交付を受けて改修が行われたことのない住宅		
⑤	対象工事について、市で実施している他の補助金等の交付を受けていない人 ※他の補助金(担当課) (例) ・住宅用太陽光発電システム補助(環境課) ・介護保険制度による住宅改修制度(要支援1・2、要介護1～5と認定された方が、 手すりの取付けや段差解消などの対象となる住宅改修)(健康長寿課) ・重度身体障害者居宅改善整備事業(障害福祉課)		
⑥	戸田市内の施工業者(※)であるか ※市内に本店があり、住宅改修を行う民間事業者で、申請者の親族(3親等以内)でない者をいう		
⑦	・改修工事は住宅の機能の維持向上及び居住環境の向上のために行うものか ・改修工事は建築確認申請を必要としないものか		
⑧	工事金額が20万円(税抜)以上であるか		
⑨	・交付決定を受ける前に工事を着手していないか ・令和8年2月28日(土)までに工事が完了するか ※工期及び支払日を確認 ・工事終了後1か月以内、もしくは令和8年3月13日までのいずれか早い方の日までに実績報告が完了するか 【確認書類】・工事見積書の写し ※工事金額が100万円(税抜)以上の場合は工事予定箇所図面も提出 ・工事前の写真(プリンター出力したもの可)		<見積書及び 写真の両方が必要>
⑩	改修工事に係る費用の支払は、工事終了後1か月以内、もしくは令和8年3月13日までのいずれか早い方の日までに完了するか		
⑪	改修工事について、保険金等により工事費が補填されないか		
⑫	【必要書類】 申請書 ※1 朱肉を使用して押印してあるか。記入内容を訂正する場合は、訂正印が必要となります。 ※2 記載内容に漏れがないか。 ※3 「予定工事金額」は税抜金額で記載されているか。		

上記①～⑫の条件を全てクリアしていること